

## 後期高齢者向けのフレイルリスク改善のためのトレーニング事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、75歳以上のフレイルリスクの高い高齢者が年齢を重ねても自分らしくできる限り地域において自立した生活を送れるよう、フレイルリスクの改善を図ることを目的とし、介護予防に資する基本的な知識を習得するとともに、運動習慣を身に着けることができるよう、本市が指定する施設（以下「指定施設」という。）において介護予防に資する運動等を行う、後期高齢者向けのフレイルリスク改善のためのトレーニング事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 この要綱による事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、事業を利用する時点で75歳以上の大阪市民（大阪市介護保険第1号被保険者で、かつ本市の区域内に住所を有する者であること。）で、フレイルリスクの高い者とする。フレイルリスクの高い者とは、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査における質問票の運動・転倒に係る類型に掲げる次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、次の各号の全てに該当する者は除く。

- (1) 「以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思うか」が「はい」
- (2) 「この1年間に転んだことがあるか」が「はい」
- (3) 「ウォーキング等の運動を週に1回以上しているか」が「いいえ」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (2) 筋骨格系治療者など運動により体調に支障をきたすおそれがある者
- (3) この要綱により事業を利用したことがある者
- (4) 利用しようとする指定施設を既に定期的に利用している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が対象者として適当でないと認める者

### (申込等)

第3条 対象者は、指定施設を利用する前に、別記様式第1号による申込書に必要事項を記載のうえ、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る内容を確認し、第2条の要件を満たす対象者であるかどうかを速やかに決定する。

3 市長は、前項の確認の結果、第2条の要件を満たす対象者であると決定したときは、速やかにその旨を別記様式第2号により申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の確認の結果、第2条の要件を満たす対象者であることが不適當であると決定したときは、理由を付して、速やかにその旨を別記様式第3号により申込者へ通知するものとする。

### (事業内容)

第4条 前条第3項の規定により第2条の要件を満たす対象者である旨の通知を受けた対象者（以下「利用者」という。）は、指定施設を利用し、指定施設が事業の内容として提供する次の各号に掲げる内容を全て実施できるものとする。

- (1) 施設及びトレーニング機器等を使用した筋力トレーニング等
- (2) 介護予防に関する基礎知識及び介護予防の取組みの継続に必要な知識の習得

（事業の実施方法）

第5条 事業は、1人の対象者につき、第3条第3項の規定による通知があった日の属する年度において、12回を上限として実施するものとする。

（決定の取消し等）

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第3項の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第3条第3項の規定による決定を受けた者
- (2) その他市長が対象者であることが不相当であると認めた者

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、理由を付して、その旨を別記様式第4号により当該利用者へ通知するものとする。

3 市長が第1項の規定により決定を取り消したときは、当該利用者について、第3条第4項の規定により第2条の要件を満たす対象者であることが不相当である旨の通知をしたものとみなす。

4 市長は、第1項の規定による決定の取消しをした場合において、当該利用者のうち、すでに指定施設を利用した者に対し、指定施設へ支出する委託料相当額の返還を求めることができる。

（実施の細目）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、この要綱による事業に係る事務を専管する課長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。